

鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 29 年 11 月 17 日

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市規則第 20 号

鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例（平成 29 年鴨川市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 条 鴨川市里山オフィス（以下「里山オフィス」という。）の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 里山オフィスの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の申請は、里山オフィス利用許可申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支見込書
- (3) 市町村民税の納税証明書
- (4) 法人にあつては次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為等
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書等決算関係書類
- (5) 団体（法人を除く。）にあつては次に掲げる書類
 - ア 規約等
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 代表者の住民票の写し
 - エ 直近の事業報告書及び決算関係書類
- (6) 個人にあつては次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、利用を開始しようとする日の 6 月前の日の属する月の初日から 30 日前までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(審査会)

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 2 項に定める審査会として、里山オフィス利用者選考審査

会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、市長が職員の中から指名する者をもって組織する。

（利用の許可）

第6条 市長は、条例第6条第1項の申請があったときは、必要に応じて審査会の意見を聴き、その内容を審査し、利用の可否を決定し、里山オフィス利用許可書（別記第2号様式）又は里山オフィス利用不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用責任者の選任及び届出）

第7条 里山オフィスの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、里山オフィスの利用責任者を選任し、利用開始日までに、里山オフィス利用責任者選任届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、前項の届出書の記載事項に変更を生じたときは、里山オフィス利用責任者等変更届出書（別記第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（利用の変更等）

第8条 利用者は、その利用の許可に係る事項を変更しようとするときは、里山オフィス利用許可変更申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、里山オフィスの利用を中止しようとするときは、その利用を中止しようとする日の30日前までに、里山オフィス利用中止届出書（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（許可事項の変更等）

第9条 市長は、条例第7条第1項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずるときは、里山オフィス利用許可変更（取消・利用中止）通知書（別記第8号様式）により利用者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第10条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除をする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他特別の理由があると認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、里山オフィス使用料減免申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用料の減額又は免除の可否を決定したときは、里山オフィス使用料減免決定書（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

里山オフィス利用許可申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

名称又は氏名 ⑩

（代表者職氏名 ⑩）

鴨川市里山オフィスを次のとおり利用したいので、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

利用目的	
利用希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用希望施設	第 1 希望 貸事務所（ ） 第 2 希望 貸事務所（ ） 第 3 希望 貸事務所（ ）

（添付書類）

第2号様式（第6条関係）

里山オフィス利用許可書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった里山オフィスの利用について、下記のとおり許可します。

記

住所	
名称又は氏名 (代表者職氏名)	
利用目的	
利用施設	貸事務所 ()
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用料	月額 円
使用条件	

(教示)

第3号様式（第6条関係）

里山オフィス利用不許可通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった里山オフィスの利用については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

第4号様式（第7条関係）

里山オフィス利用責任者選任届出書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
名称又は氏名 ⑩
（代表者職氏名 ⑩）

年 月 日付けで許可を受けた里山オフィスの利用について、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

利用施設	貸事務所（ ）
名称又は氏名 （代表者職氏名）	
利用責任者 （実際に使用する者）	①住所 ②氏名 ③電話 ④E-mail
緊急連絡先1	①氏名 ②電話 ③E-mail
緊急連絡先2	①氏名 ②電話 ③E-mail
鍵の取扱責任者	①氏名 ②電話 ③E-mail

第5号様式（第7条関係）

里山オフィス利用責任者等変更届出書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
名称又は氏名 ⑩
（代表者職氏名 ⑩）

年 月 日付けで提出した里山オフィス利用責任者選任届出書の記載事項に変更があったので、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

項目	変更前	変更後

第6号様式（第8条関係）

里山オフィス利用許可変更申請書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
名称又は氏名 ⑩
（代表者職氏名 ⑩）

年 月 日付けで許可を受けた里山オフィスの利用について、下記のとおり変更したいので、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、申請します。

記

変更事項	許可内容	変更希望内容

第7号様式（第8条関係）

里山オフィス利用中止届出書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

名称又は氏名 ⑩

（代表者職氏名 ⑩）

年 月 日付けで許可を受けた里山オフィスの利用を中止したいので、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

利用施設	貸事務所（ ）
利用を中止する日	
中止する理由	
備考	

第8号様式（第9条関係）

里山オフィス利用許可変更（取消・利用中止）通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで許可した里山オフィスの利用について、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり変更（取消・利用中止）するので通知します。

記

利用施設	貸事務所（ ）
変更（取消・利用中止） の内容	
変更（取消・利用中止） の理由	
備考	

（教示）

第 9 号様式（第 10 条関係）

里山オフィス使用料減免申請書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

申請者 住所
名称又は氏名 ⑩
（代表者職氏名 ⑩）

年 月 日付けで許可を受けた里山オフィスの利用に係る使用料について、
鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例第 11 条の規定により減免を受けたいの
で、下記のとおり申請します。

記

利用施設	貸事務所（ ）
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用料の額	
減免申請額	
減免を受けようと する理由	
備考	

第 10 号様式（第 10 条関係）

里山オフィス使用料減免決定通知書

年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった里山オフィスの使用料の減免については、下記のとおり決定したので、鴨川市里山オフィスの設置及び管理に関する条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により、通知します。

記

既定の使用料の額	
減免申請額	
減免決定額	
減免後の使用料額	
備考	

（教示）